

1. 基本情報

評価対象年度 (令和元年度)

施策コード	213		施策名	生活の安定の確保及び自立・就労支援				
将来像	2	健康でともに支え合うまち(「支え合い」の分野)						
まちづくりの基本目標	21	ともに支え合って生活するまち						
担当部署	健康福祉部		担当課	生活福祉課		担当係	庶務係	
担当者	八巻 浩孝		役職	健康福祉部長		内線		
関係課	男女共同参画センター	保険年金課	産業振興課	地域包括ケア推進課	高齢支援課	健康推進課	子育て支援課	児童センター
	子ども家庭支援センター	まちづくり課	教育総務課					

2. 施策の方向

10年後の姿	さまざまな要因から生活支援が必要な市民が、必要な支援を受けることで、安定して生活し、自立に努めています。							
施策の方向性	1	生活困窮者の安定した生活のための支援と自立のための支援を行います						
	2	虐待・DV防止と個人の尊厳を守る権利擁護に関する取り組みを行います						
	3	就労に関する情報提供や相談支援を行います						
	4	みんながともに支え合う地域福祉を推進します						

3. 構成事業の状況

(単位:千円)

No.	事務事業名	実行計画	施策の方向性	担当課	平成30年度決算	令和元年度決算	令和2年度予算
0102011201	男女共同参画センター運営管理事業		2	男女共同参画センター	5,662	5,720	4,745
0105010101	ふるさとハローワーク事業	対象	3	産業振興課	5,676	5,983	6,371
0103010102	民生・児童委員活動事業		1,2,3,4	地域包括ケア推進課	11,831	11,111	12,553
0103010107	社会福祉協議会運営助成事業		1,2,3,4	地域包括ケア推進課	48,580	48,580	64,000
0103010109	地域福祉推進協議会事業		4	地域包括ケア推進課	78	50	95
0103010114	地域福祉総務事業	対象	4	地域包括ケア推進課	3,276	3,041	5,263
0103010122	権利擁護事業	対象	2	地域包括ケア推進課	16,515	17,323	17,770
0103010108	福祉関係団体助成事業		4	高齢支援課	2,040	3,079	3,845
0103010103	保護司活動事業		4	生活福祉課	2,187	2,195	2,262
0103010104	行旅病人・死亡人等取扱事業		1	生活福祉課	280	608	1,711
0103010105	福祉資金貸付事業		1	生活福祉課	3,368		
0103010120	中国残留邦人等生活支援給付事業		1	生活福祉課	18,580	17,126	21,419
0103010123	受験生チャレンジ支援貸付事業		1	生活福祉課	680	191	352
0103010124	住居確保給付金給付事業		1	生活福祉課	1,322	1,372	2,994
0103010131	生活困窮者自立支援事業	対象	1	生活福祉課	31,195	41,726	63,920
0103020302	母子生活支援施設等入所措置事業		2	生活福祉課	14,526	9,931	16,000
0103020303	母子及び父子福祉資金貸付事業		1	生活福祉課	184	251	3,146
0103020305	ひとり親家庭支援事業		1	生活福祉課	11,449	3,375	9,170
0103020307	母子緊急一時保護事業		2	生活福祉課	0	0	100
0103030102	生活保護事務事業	対象	1	生活福祉課	17,613	22,261	26,215
0103030201	生活保護援護事業		1	生活福祉課	4,027,217	3,904,476	3,800,010
0104010249	未熟児養育対策事業		2	健康推進課	3,871	5,579	4,335

0103020106	子ども・子育て支援事業	対象	1	子育て支援課	1,617	2,254	99	23
0103020301	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	対象	2	子ども家庭支援センター	12,202	9,980	12,500	24
0103020910	子供食堂推進事業	対象	1.4	子ども家庭支援センター		1,269	2,160	25
0108040102	市営住宅管理事業		2	まちづくり課	8,298	6,400	9,202	26
0110020205	小学校就学援助事業	対象	1	教育総務課	41,839	39,239	51,871	27
0110030205	中学校就学援助事業	対象	1	教育総務課	43,628	42,850	54,915	28
総事業費(施策の合計)					4,333,714	4,205,970	4,197,023	

4. まちづくり指標

指標情報				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和4年度	令和7年度	
①	名称	生活困窮者に就労支援を行ったうち就労に結びついた人数		目標値	38	38	40	40	45
	説明	単位	人	実績値	28	24			
	抽出方法			達成率	73.7%	63.2%			
②	名称	あなたが住んでいる地域で、助け合いや支え合いができていると思う人の割合		目標値	—	—	37.7	37.7	47.1
	説明	単位	%	実績値	—	33.7(※)			
	抽出方法	市政世論調査(平成29、令和2、5、8年度実施)		達成率	—	—			

※平成29年度実績値を記載

5. 評価(令和元年度実績に対する)

評価基準	評価※	評価理由
投入財源・成果(「3. 構成事業の状況」「4. まちづくり指標」に対する評価)	総合評価(成果、投入財源等を総合的に評価) 維持	<p>①の指標が達成されることは、「10年後の姿」で掲げる「さまざまな要因から生活支援が必要な市民が、必要な支援を受けることで、安定して生活し、自立に努めている」ことに繋がる。一方で、就労者が増えると対象者の分母が減ることもあり、数値設定に課題がある。また、「生活保護制度から経済的自立により廃止となった世帯数」や、施策の方向性の4つ目に掲げる「みんながともに支えあう地域福祉の推進」に繋がる「地域に相談相手がいる人の割合」や、「いざと言う時頼れる人がいる人の割合」といった指標の設定については、抽出方法も含め検討が必要である。</p> <p>生活困窮者自立支援事業による成果として、平成20年度より増加傾向にあった生活保護世帯のうち、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯に当てはまらない「その他」世帯の増加を抑えることに繋がった。さらに、平成30年度からは任意事業である家計相談支援、就労準備支援事業を実施することにより、生活保護に陥る前の段階で、生活困窮からの脱却を図る。</p> <p>その他、虐待やDVIについては庁内で連携をとり、適切に対応することができた。また、地域福祉の増進に向けては、民生・児童委員との連携や、清瀬市社会福祉協議会への運営費助成を行うことで、市と両輪の役割を果たしながら取り組んだ。「地域福祉の増進」についての取組みを図る指標の設定には課題が残るものの、各事業が成果に繋がりは始めている。</p>

※順調「10年後の姿」の達成に向け、「構成事業の状況」や「まちづくり指標」の進捗が順調に推移している
維持「10年後の姿」の達成に向け、「構成事業の状況」や「まちづくり指標」の進捗に一部課題がある
停滞「10年後の姿」の達成に向け、「構成事業の状況」や「まちづくり指標」の進捗が遅れている

6. 施策を取り巻く環境

外部要因	状況	外部要因に対する評価	評価理由
市民ニーズの状況	景気回復が実感されていない現状において、潜在的な生活困窮者は増加している状況にあり、市民ニーズは高い。	3. 施策の必要性を高める	生活支援の制度と就労支援をセットで実施することで相乗効果が高まると考えられるため、施策の必要性を高める。
将来人口の推移	多摩地域では高齢化率が26市中5位と高く、また現在の「若い世代よりゆとりのある高齢者」が減り、低所得者層の高齢世帯が増加する。	3. 施策の必要性を高める	生活保護受給者の増加や高齢化の進展による孤立化が見込まれるため。
他自治体との比較	長期療養型病院の存在、住宅全体に占める公営集合住宅の割合が高い。また駅前の好立地に生活保護の住宅扶助基準額内の民間アパートが多数存在し、生活保護基準が近隣の埼玉県自治体より高いことなどから26市で最も生活保護率が高い。	3. 施策の必要性を高める	生活保護に至る前でのセーフティネットの構築による生活困窮者の支援の必要性を高める。
民間企業・NPO・市民の動向	自治会など組織率の低下とともに活動も不活化化してきている。	2. 施策遂行に不利	地域の高齢者など支え合いの仕組みづくりなどを推進する必要があり、引き続き地域の理解やボランティアなどの人材育成にも務める。
法・制度改正の動向	平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法の中で任意事業のうち「就労準備」及び「家計相談」の必須化が社会保障審議会で焦点化されている。	3. 施策の必要性を高める	生活保護の手前でのセーフティネットの必要性がより一層高まっている。
その他	新型コロナウイルス感染症が拡大している。	3. 施策の必要性を高める	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済への影響に応じて、潜在的困窮者増加の一因となる。

7. 施策を進める上での課題

①	施策を進める上での課題	生活保護受給者の増加などから就労可能な世帯(その他世帯)の自立支援と、生活困窮者自立相談支援事業の一体的な取り組みなどにより生活保護世帯や困窮者世帯の生活の安定、自立に向けた支援を一層推進する必要がある。		
	関連する事務事業名	生活困窮者自立支援事業	住居確保給付金給付事業	受験生チャレンジ支援貸付事業
	現在の取組状況	平成30年4月から中高年事業団やまて企業組合に委託し、きよせ生活相談支援センター「いっぼ」を整備して自立相談事業・就労支援・就労準備支援・家計相談・住居確保給付金の5事業を実施している。実施に当たっては市の生活保護ケースワーカーを始めハローワーク、清瀬市社会福祉協議会など関係団体と各課題に応じて連携し、自立に向けたサポートを図っている。		
令和3年度以降の取組	現在の生活保護世帯は1,627世帯となっており、うち約200世帯は就労の可能性が高い「その他世帯」となっている。全国的に会計検査院などからの指摘もあり、この世帯の就労支援及び家計改善支援を強化する。具体的には、個々の世帯ごとに就労阻害要因をプロファイルするなど先進市の取組を参考にしながら自立に向けた個別プランの作成と家計相談管理を含めマンツーマンで指導する体制を整備する。			
②	施策を進める上での課題	生活保護世帯の子ども達の生活環境により学習が困難、孤立しがち、引きこもり、中退者、ニートなど様々な問題があり早期支援による貧困の連鎖の防止が課題となっている。		
	関連する事務事業名	子どもの貧困対策事業	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	
	現在の取組状況	平成28年8月から中高年事業団やまて企業組合に委託し、学習支援事業「まなぶる」を実施している(平成30年4月からは、きよせ生活相談支援センター「いっぼ」内で他事業と一体実施)。実施に当たっては進学だけでなく、就職・生きがいなど将来を見据えた学習支援を行っている。また、保護者の心配事や子どもの悩み事にも無料に対応している。対象は生活保護世帯と就学援助世帯が原則で、市の生活保護ケースワーカーを始め子ども家庭支援センター、民生・児童委員、教育関係者とも連携しサポートを図っている。		
令和3年度以降の取組	現状の実施方法や効果を分析するとともに、他自治体の先駆的な取り組みを参考に事業の充実に努める。また、東京都の補助金(地域福祉推進区市町村補助事業10/10)を活用し、生活保護世帯の子どもの塾費用助成を中1～中3から高3までに拡充し、生活保護世帯の子どもの進学率を高めるなど貧困の連鎖を断ち切る対策を推進する。			
③	施策を進める上での課題	社会福祉協議会においては、社会福祉法第109条を根拠とし地域の中核として福祉を推進する法人である。このため、これまででも行政が賅いきれない福祉施策を実施してきているところであるが、令和7年に迫った「地域包括ケアシステム」構築のための体制整備など喫緊の課題を重点的に実施する必要がある。		
	関連する事務事業名	権利擁護事業		
	現在の取組状況	成年後見制度への対応は社協権利擁護センター「あいねっと」として、これまで利用者の書面整理や聞き取り調査をはじめ関係機関との連携会議などを積極的に行い、利用者の申請ニーズに応えている。また、生活支援体制整備事業は生活支援コーディネーターを中心に住民主体の地域づくりを実践しており、協議体の立ち上げも行った。さらに地域包括支援センターの相談数は毎年増加し続け、世帯全体の困りごとに対応するケースも出始めている。		
令和3年度以降の取組	成年後見制度は、今後も高齢化が進み利用者増は容易に見込まれることから、同事業の役割は大きくなり中核機関としての多機能化も必要となる。また、生活支援体制整備事業は令和7年へ向け住民主体の通いの場の増設、そしてこれらの地域での生活支援につながるコーディネートを推進する。地域包括支援センターは担当区域の見直しを図るとともに複合的個別ケースにも対応できる体制整備を目指していく。			